



カナダの電子渡航認証（eTA）のご案内

この度は、グローバルの旅にお申込みいただき、誠にありがとうございます。
下記にカナダ入国の際に必要な電子渡航認証（eTA）のご案内を申し上げます。

電子渡航認証（eTA）とは

2016年3月15日より、カナダ市民権移民省（CIC）からの通達で電子渡航認証(Electronic Travel Authorization : eTA)が義務化されております。

下記の条件で、カナダへ空路にて入国する渡航者（カナダでの乗継ぎを含む）はカナダ行きの航空機に搭乗する前にインターネットを通じて渡航認証を受けることが必要となります。

- ◆カナダ永住権、有効なビザ及び、就労許可証をお持ちでない観光目的の滞在
 - ◆ビザ免除国（日本を含む）の国民
- ※外国籍の方は条件が異なりますので必ずご確認ください。

申請方法をお選びの上、別紙の<eTAに関する質問書>を弊社までご返送ください。

①ご自身でeTA申請予定または申請済の場合

カナダ政府（Government of Canada） <http://www.cic.gc.ca/english/visit/eta-start.asp>にてお手続きください。
（英語またはフランス語／入力方法の紹介のみ日本語ページ有）

※必ずカナダ政府のホームページよりお手続きをお願い申し上げます。

●ご出発15日前までに取得をお願いします。

※間違えて登録をしてしまった場合、訂正をする為に時間を要します。お早めに取得されることをおすすめします。

●既に有効なeTAを取得されている方、及びご自身でeTA取得後、弊社まで「eTA番号」と有効期限をお知らせください。

※取得後5年間有効ですが、パスポートの有効期限が先に来る場合はパスポートの有効期限までとなります。

また、eTAの有効期限内にパスポートを更新された場合、eTAも新たに作り直しが必要となりますのでご注意ください。ご自身にて有効であるかを必ずご確認くださいますようお願い申し上げます。

②グローバルにて代行申請を依頼される場合

グローバルにて手続きを代行いたします。代行をご希望の方はご出発の1ヵ月前までに弊社までご連絡ください。

● **eTA申請料** お一人様 3,000円（手数料・消費税込）

申請には弊社にご提出いただいている参加申込書のデータを使わせていただきますが、あわせて

● **パスポートの写真ページのコピー** ● **別紙<eTAに関する質問書>** の記入が必要となります。

弊社までご送付くださいますようお願い申し上げます。

<カナダ eTAに関する質問書>



※代行申請の希望の有無に関わらず、必ずお1人様1枚ご返送ください。

① 氏名： _____ 様

② ツアーコード： _____ ③ 出発日： _____ 月 _____ 日

※ご希望の申請方法の□にチェックをお願いします。

ご自身で申請予定

グローバルで申請希望

※引き続き以下の質問表をご記入ください。

既に取得済

【eTA番号： _____ 有効期限： _____ 年 _____ 月 _____ 日】

以下、グローバルで申請をご希望される方のみ、3ページ目までご記入の上、5ページ目にご署名をお願いいたします。また、パスポートの写真ページのコピーもあわせてご返送ください。

<eTA代行申請 質問表>

下記の質問は、eTA取得に際して、カナダ大使館ホームページに実際に記載してある事項です。「はい・いいえ」の質問はどちらかに○をつけてください。その他は具体的にご記入ください。

1	<p>下記に当てはまりますか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アメリカ国民である ・陸路または海路でカナダに入国する観光客 ・サンピエール島およびミクロン島より旅行してきたフランス国民 ・有効なカナダビザを所有する一時居住者 ・2015年8月1日以降にカナダの留学許可証を取得し、有効な留学許可証を所有する学生 ・2015年8月1日以降にカナダの有効な労働許可証を取得し、有効な労働許可証を所有する労働者 ・カナダ永住権保有者 ・アメリカまたはサンピエール島およびミクロン島よりカナダに入国し、カナダで滞在が有効な状態の方 ・軍または公務でカナダを訪れるメンバー ・運航乗務員、民間航空調査員、事故調査員 ・認定されている外交官 	はい・いいえ
1-2	<p>1で「はい」に○をつけた方 今回のご旅行ではeTA申請の必要はありませんが、それでも申請を希望されますか？ (申請を希望されない場合は、以下の質問の回答は不要です。)</p>	はい・いいえ
2	<p>出生国 (日本の場合は日本に○をつけてください) および市区郡町村名をご記入ください。 出生国名【日本 / 日本以外 (国名： _____)】市区郡町村名【 _____ 】</p>	
3	<p>他の国籍をお持ちですか？</p>	はい・いいえ
3-2	<p>3で「はい」に○をつけた方 日本以外の国籍の国名【 _____ 】</p>	

8	カナダまたは他の国に入国するためのビザの申請却下、入国拒否、あるいは、カナダまたは他の国からの強制退去措置を受けたことがありますか。	はい・いいえ
8-2	<p>8で「はい」に○をつけた方は、状況を下記に詳しくご記入ください。 ※申請処理を円滑に行うため、できるだけ詳しい情報を記入してください。補足情報の提供が十分でない場合は、申請処理の遅延につながります。</p> <p>いつ： 状況：</p>	
9	どこの国かに関わらず、犯罪を犯したり、犯罪のために逮捕または起訴された、あるいは有罪判決を受けたことがありますか。	はい・いいえ
9-2	<p>9で「はい」に○をつけた方は、状況を下記に詳しくご記入ください。 ※申請処理を円滑に行うため、できるだけ詳しい情報を記入してください。補足情報の提供が十分でない場合は、申請処理の遅延につながります。</p> <p>状況：</p>	
10	申請者本人または家族が、結核患者と接触したことがありますか。	はい・いいえ
10-2	<p>10で「はい」に○をつけた方は、状況を下記に詳しくご記入ください。 ※申請処理を円滑に行うため、できるだけ詳しい情報を記入してください。補足情報の提供が十分でない場合は、申請処理の遅延につながります。</p> <p>誰が： いつ： 状況：</p>	
11	定期的な医療処置を受けている深刻な健康上の問題がありますか。	はい・いいえ
11-2	11で「はい」に○をつけた方 人工透析が必要な腎臓疾患がありますか。	はい・いいえ
11-3	11-2で「いいえ」に○をつけた方 過去6ヶ月以内に病気や入院、怪我、手術の経験がありますか。	はい・いいえ
11-4	<p>11-3で「はい」に○をつけた方 ※申請処理を円滑に行うため、できるだけ詳しい情報を記入してください。補足情報の提供が十分でない場合は、申請処理の遅延につながります。</p> <p>状況：</p>	
12	カナダ入国の際に、保険証（保険加入の証明できるもの）の提示を求められる場合があります。カナダ訪問者はいかなる医療サービスを受けた場合も支払いの責任が生じます。ご理解いただいた方は「はい」、そうでない場合は「いいえ」に○をお付けください。	はい・いいえ

Consent and declaration

Information provided to CIC is collected under the authority of the Immigration and Refugee Protection Act (IRPA) to determine admissibility to Canada. Information provided may be shared with other Canadian government institutions such as, but not limited to, the Canada Border Services Agency (CBSA), the Royal Canadian Mounted Police (RCMP), the Canadian Security Intelligence Service (CSIS), the Department of Foreign Affairs, Trade and Development (DFATD), Employment and Social Development Canada (ESDC), the Canada Revenue Agency (CRA), provincial and territorial governments and foreign governments in accordance with subsection 8(2) of the Privacy Act. Information may be disclosed to foreign governments, law enforcement bodies and detaining authorities with respect to the administration and enforcement of immigration legislation where such sharing of information may not put the individual and or his/her family at risk. Information may also be systematically validated by other Canadian government institutions for the purposes of validating status and identity to administer their programs. Where biometrics are provided as part of an application, the fingerprints collected will be stored and shared with the RCMP. The fingerprint record may also be disclosed to law enforcement agencies in Canada in accordance with subsection 13.11(1) of the Immigration and Refugee Protection Regulations. The information may be used to establish or verify the identity of a person in order to prevent, investigate or prosecute an offence under any law of Canada or a province. This information may also be used to establish or verify the identity of an individual whose identity cannot reasonably be otherwise established or verified because of physical or mental condition. Canada may also share immigration information related to biometric records with foreign governments with whom Canada has an agreement or arrangement. Depending on the type of application made, the information you provided will be stored in one or more Personal Information Banks (PIB) pursuant to section 10(1) of Canada's Privacy Act. Individuals also have a right to protection and access to their personal information stored in each corresponding PIB under the Access to Information Act. Further details on the PIBs pertaining to CIC's line of business and services and the Government of Canada's access to information and privacy programs are available at the Infosource website (<http://infosource.gc.ca>) and through the CIC Call Centre. Infosource is also available at public libraries across Canada.

Declaration of Applicant

I have read and understand the above declaration.

I declare that the information I have given in this application is truthful, complete and correct. I understand that misrepresentation is an offence under section 127 of the Immigration and Refugee Protection Act and may result in a finding of inadmissibility to Canada or removal from Canada.

I agree that by typing my name and clicking sign, I am electronically signing my application.

I Agree

同意と宣言

Consent and declaration を読み、同意と宣言をする場合は下記「同意します。」の左に☑をし、右のご署名欄にご署名ください。 下記は参考のための仮翻訳で、正文は前ページの英語です。

同意と宣言

CICに提供される情報は、移民・難民保護法（IRPA）に基づき、カナダ入国の可否を判断するためのものです。提供された情報は、プライバシー保護法8(2)に基づき、カナダ国境サービス庁（CBSA）、カナダ連邦警察（RCMP）、カナダ公安情報局（CSIS）、外務貿易国際開発省（DFATD）、カナダ雇用・社会開発庁（ESDC）、カナダ歳入庁（CRA）、州・準州政府等のカナダ政府機関、外国政府等と共有されることがあります。情報は、共有が当事者およびその家族を危険にさらすことがない場合、移民に関する法律の管理および執行のために外国政府、法執行機関、拘留機関に開示されることがあります。また、プログラム管理のために資格および身元を確認する目的で、情報が他のカナダ政府機関により組織的に検証されることもあります。

申請において生体認証が提供される場合、収集された指紋は保存され、RCMPと共有されます。また、指紋の記録は、移民・難民保護規則13.11(1)に基づきカナダの法執行機関に開示されることもあります。この情報は、カナダまたは州の法律への違反を防止、捜査、訴追する目的で個人の身元を証明または確認するために使用されることがあります。また、この情報は、身体または精神の状態により他の方法では個人の身元を合理的に証明または確認できない場合に、身元を証明または確認するために使用されることもあります。また、カナダは、生体認証記録に関係する移民情報を、協定または合意を有している外国の政府と共有することもあります。

あなたが提供した情報は、カナダのプライバシー保護法10(1)に基づき、申請の種類に応じて一つまたは複数の個人情報バンク（PIB）に保存されます。また、情報アクセス法に基づき、個人はPIBに保存されている個人情報の保護を受け、それにアクセスする権利を有します。CICの業務とサービスに関連するPIB、およびカナダ政府による情報アクセスとプライバシープログラムの詳細は、インフォソースのウェブサイト（<http://infosource.gc.ca>）およびCICコールセンターで得ることができます。インフォソースは、カナダ全土の公立図書館でも利用できます。

申請者の宣言

私は、上記の声明を読み、理解しました。

私は、この申請で提供した情報が真実、完全、正確であることを宣言します。

私は、虚偽の陳述は移民・難民保護法127に違反し、カナダへの入国拒否またはカナダからの退去につながる可能性があることを理解しています。

同意します。

ご署名 _____